

月給労働者に係る京都府最低賃金以上の賃金支払のための留意事項

京都労働局

京都府最低賃金が令和5年10月6日から時間額1,008円に改正されます。同日以降の労働日に対しては、同額以上の賃金の支払が必要となり、月給制の労働者の場合には、月給額を時間額に換算した金額が京都府最低賃金以上となる必要があります。月給額の時間額への換算は、以下を参考にしてください。

1 月給額を時間額に換算する計算方法

- ・ 時間額 = 月給額 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間数
- ・ 1年間における1か月平均所定労働時間数
= 1年間の所定労働日数 × 1日の所定労働時間数 ÷ 12月

2 算入しない賃金

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金など） ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

3 最低賃金額換算例

【例】年間所定労働日数：252日、1日の所定労働時間：8時間

基本給155,000円、資格手当13,000円、通勤手当2,000円、精皆勤手当3,000円

【計算方法】1か月平均労働時間数：252日 × 8時間 ÷ 12 = 168時間

最低賃金の対象となる賃金：基本給155,000円 + 資格手当13,000円 = 168,000円

168,000円 ÷ 168時間 = 1,000円 < 1,008円（京都府最低賃金時間額） ❌ 京都府最低賃金未滿

4 留意点（令和5年10月6日を含む賃金算定期間の賃金額）

【例】賃金締切日：毎月末日、賃金算定期間：令和5年10月1日～同年10月31日

（賃金額及び労働時間数は3【例】と同設定）



【計算方法】

京都府最低賃金 × 1年間における1か月平均所定労働時間数（上記3より） × 該当期間の所定労働時間 ÷ 最低賃金改正月の所定労働時間数

①の期間（～R5.10.5）： 968円 × 168時間 × (4日 × 8時間) ÷ (21日 × 8時間) = 30,976円

②の期間（R5.10.6～）： 1,008円 × 168時間 × (17日 × 8時間) ÷ (21日 × 8時間) = 137,088円

（上記3 賃金額）168,000円 < 合計 168,064円（①30,976円 + ②137,088円） ❌ 京都府最低賃金未滿

お問い合わせ 京都労働局 労働基準部 賃金室（電話075-241-3215）又は管轄の労働基準監督署